

給与計算の基礎知識(アウトラインのみ、たくさん例外があります)：

このページだけ
改訂している。

① 国内法人に勤務する者(使用者・労働者)の源泉控除(給与天引き)項目について

(2008年4月1日現在)

			健保	介護	厚生年金	雇用保険	所得税(給与)	住民税
適用	I 1	年齢要件(適用範囲)	74歳迄、75歳より後期高齢者医療制度へ、この場合被扶養者も資格喪失となる。	40～64歳、当月から前月	70歳未満	65歳未満(年度開始時点で)	年齢要件なし	同所得税
	2	法人の役員	常勤者のみ	同健保	同健保	×(兼務役員○)	不問、給与所得である限り○	前年所得
	3	法人に勤務する労働者	常勤者のみ概ね3/4以上	同健保	同健保	週20時間以上、1年以上雇用見込み○	不問、給与所得である限り○	前年所得
給与	II 1	公租公課の計算方法	健保の標準報酬月額×定率	同健保	厚保の標準報酬月額×定率	賃金×定率	源泉徴収税額表(月額表)、申告課税方式	指定額、賦課課税方式
	2	退職後給与	資格と保険料の時期異なる、後述	同健保	同健保	賃金である限り	給与である限り、端数月は、月額表による場合も有り	一括等
	3	控除対象	前月分、当月から前月	同健保	同健保	支払の都度	支払の都度	前年分
賞与	III 1	公租公課の計算方法	健保の標準賞与額×定率。等級なし。切捨て有り。	同健保	厚保の標準賞与額×定率。等級なし。切捨て有り。	賃金×定率。切捨てなし	算出率の税額表。社保控除後給与×同表の率	不要
	2	退職後賞与	喪失日の属する月の前月までに支給なら○	同健保	同健保	支払の都度	不問、給与所得である限り○、非居住者は別	不要
	3	回数要件	3回/年迄	同健保	同健保	回数不問	不問、給与所得である限り○	不要
	4	金額要件	540万円/年度(2007年4月～)。以前は200万円/回	同健保	150万円/回	不問、一律&定率	前月給与なしor前月給与の10倍超は、別計算。	不要
通勤	VI 1	公共交通機関(電車賃等)	対象内(＝賃金扱い。)	対象内	対象内	対象内	10万円/月まで非課税、新幹線は非課税、グリーン車は課税	同所得税
	2	マイカー	対象内(＝賃金扱い。)	対象内	対象内	対象内	距離と金額による	同所得税
被扶養者	V 1	被扶養者	被保険者のみ納付義務	同健保	同健保	概念なし	人数により源泉額異なる	指定額
	2	被扶養者認定に関する収入要件	失業手当、遺族年金等も収入扱い、収入で130万未満：注意今後の	同健保	同健保	概念なし	公的給付(老齢年金等除く)、補償給付は非課税、暦年所得で38万円以下	同所得税
改定	VI納付 1	算定期間と会社納付時期	暦月単位、翌月末納付	同健保	同健保	4/1～3/31分を5/20に一括納付	1/1～12/31、会社は、原則翌月10日に納付	同所得税
	2	見直し時期	定時、給与変更時等	同健保	同健保	役員就任等	年末調整、確定申告	---
他	VII 1	臨時恩恵の手当	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	2	出張手当等	業務実費費用、対象外	同左	同左	同左	同左	同左

(参考： 退職金： 対象外 対象外 対象外 対象外 退職所得計算 同所得税)

(参考： 労災保険の保険料は、会社負担のみ。会社は雇用保険料と一緒に納付。年齢要件なし。)

② 賃金支払5原則:

1	通貨で (原則は現金渡し。銀行振込は、本人の同意要)
2	直接 (本人に、代理人でなく)
3	全額 (貸付金等控除不可)
4	毎月1回以上 (退職金、賞与は例外)
5	一定の期日に (第3金曜日払い等はダメ。)

③ 残業単価の計算:

1 割増賃金の計算の基礎に含めない賃金("かつべり住一"):

か	家族手当
つ	通勤手当
べ	別居手当
し	子女教育手当
り	臨時手当
住	住宅手当
一	1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 1時間当たりの賃金の計算:

(所定内給与×12月)÷(年間所定労働日数×一日の所定内労働時間)

例:(基本給200,000円×12月)÷(240日×8時間)=1,250円/時間

3 割増率:(労基法は最低の基準。これを上回っていれば良い。)

1	25%:一日8時間超、または40時間/週超の時間。
2	50%:同上の時間で更に深夜(10時から5時:絶対的時間)の時間。(0.25+0.25)
3	35%:休日の通常(深夜以外の)時間。
4	60%:休日の深夜。(0.35+0.25=0.60)

④ 上記公租公課の納付:

1	健保	前月分を当月末日までに会社負担分も併せて納付。
2	介護	前月分を当月末日までに会社負担分も併せて納付。
3	厚生年金	前月分を当月末日までに会社負担分も併せて納付。
4	雇用保険	4/1から翌年3/31迄の「会社負担と個人負担分」の「労災と雇用保険保険料」を5/20迄に納付。(金額等により3分割納付も可。)
5	所得税(給与)	前月徴収分を当月10日迄に納付。(10人未満の場合、納期の特例で6ヶ月ごと可。)
6	住民税	特別徴収(=会社で給与天引納付)は、翌月10日迄に納付。

納付義務者は、全て会社(法人)であり、個人ではない。

⑤ 健保と厚保の保険料と資格要件:

- ・保険料は、月単位。資格は日単位。
- ・資格の取得は当日。資格の喪失は、退職日・死亡日は翌日、満70歳は誕生日の前日に喪失。
- ・保険料は、喪失日の属する月の前月分まで納付義務ある。(賞与支給日に注意)

例)4月29日退職の場合:

資格は4月29日まで、喪失日は4月30日、保険料は、3月分まで納付義務。

本人負担保険料は、3月分の保険料まで徴収、

賞与を4月1日(4月29日ではない)以降支給する場合は、健保・介護・厚保の保険料徴収不要。(もし、徴収控除してしまった場合には、本人に返還する。)